

平成28年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成28年3月1日 午前10:00

○散 会 午後 3:22

○出席議員（19名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄
8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武	10 番 千 田 正 英
11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理恵子	13 番 中 川 光 博
14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄	16 番 大 谷 貞 廣
17 番 伊 藤 正 吉	18 番 菅 原 久 和	19 番 鈴 木 斌次郎
20 番 伊 藤 榮 悦		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 藤 原 貞 雄
市民福祉部長 畠 山 靖 男	福祉事務所長 兼社会福祉課長 川 上 裕 隆
産業建設部長 渡 部 智	水 道 局 長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 小 玉 隆	財 政 課 長 (部長待遇) 塚 本 光
総 務 課 長 栗 山 隆 昌	企 画 政 策 課 長 菅 原 剛
税 務 課 長 藤 原 久 基	市 民 課 長 門 間 正 博
クリーンセンター長 今 井 祐 一	追 分 出 張 所 長 鎌 田 恭 子
長寿社会課長 伊 藤 巧	健 康 推 進 課 長 嵯 峨 司 子
産 業 課 長 櫻 庭 春 樹	都 市 建 設 課 長 菅 原 靖 仁
上下水道課長 伊 藤 貢	会 計 管 理 者 児 玉 亮 悦
農業委員会事務局長 村 山 久 尚	教 育 総 務 課 長 工 藤 素 子
幼児教育課長 佐々木 雅 輝	文 化 ス ポ ー ツ 課 長 仲 山 和 法

選挙管理委員会・ 児 玉 正 生
監査委員事務局長

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝 議会事務局次長 鈴 木 整

平成28年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成28年3月1日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針）
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分の報告について（潟上市立保育施設を秋田県南秋田郡八郎潟町が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）
- 日程第 6 議案第 9号 潟上市出産祝い金支給条例（案）について
- 日程第 7 議案第10号 潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（案）について
- 日程第 8 議案第11号 潟上市行政不服審査関係手数料条例（案）について
- 日程第 9 議案第12号 潟上市職員の退職管理に関する条例（案）について
- 日程第10 議案第13号 潟上市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）について
- 日程第11 議案第14号 潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（案）について
- 日程第12 議案第15号 潟上市情報公開条例及び潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第16号 潟上市行政手続条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第14 議案第17号 潟上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第15 議案第18号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 6 議案第 1 9 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 2 0 号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 8 議案第 2 1 号 潟上市入湯税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 9 議案第 2 2 号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 0 議案第 2 3 号 潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 1 議案第 2 4 号 潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 2 議案第 2 5 号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 3 議案第 2 6 号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 4 議案第 2 7 号 潟上市道路占用料徴収条例及び潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 5 議案第 2 8 号 潟上市役所庁舎建設基金条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 潟上市宿泊施設運営振興基金条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 2 7 議案第 3 0 号 潟上市ふるさと創生基金条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 2 8 議案第 3 1 号 潟上市観光振興基金条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 2 9 議案第 3 2 号 第 2 次潟上市総合計画（案）について
- 日程第 3 0 議案第 3 3 号 潟上市地域福祉計画第 2 期（案）について

- 日程第 3 1 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度潟上市一般会計補正予算（第 7 号）（案）について
- 日程第 3 2 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 3 3 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 3 4 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 3 5 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 3 6 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 3 7 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 3 8 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 3 9 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 4 0 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 4 1 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 4 2 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 4 3 議案第 4 6 号 平成 2 8 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 4 4 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 4 5 議案第 4 8 号 平成 2 8 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

- 日程第 4 6 議案第 4 9 号 平成 2 8 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について
- 日程第 4 7 議案第 5 0 号 平成 2 8 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 4 8 議案第 5 1 号 平成 2 8 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について
- 日程第 4 9 議案第 5 2 号 平成 2 8 年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について
- 日程第 5 0 議案第 5 3 号 平成 2 8 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について
- 日程第 5 1 議案第 5 4 号 平成 2 8 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 5 2 議案第 5 5 号 平成 2 8 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 5 3 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 5 4 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 5 5 議案第 5 8 号 平成 2 8 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 5 6 議案第 5 9 号 市道路線の廃止、認定及び変更について
- 日程第 5 7 陳情第 1 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
- 日程第 5 8 陳情第 2 号 労働時間と解雇の規制強化を求める陳情
- 日程第 5 9 陳情第 3 号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 日程第 6 0 陳情第 4 号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める陳情書
- 日程第 6 1 陳情第 5 号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情書

午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成28年第1回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、10番千田正英議員、11番戸田俊樹議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（伊藤榮悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの18日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの18日間に決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。朗読、説明は省略します。

議会運営委員長の報告を行います。11番戸田議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（戸田俊樹） おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は2月22日に提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催しております。

また、2月26日に一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第2号については、本日の本会議にて報告、議案第9号の条例制定（案）は社会厚生常任委員会へ付託、議案第10号から第12号までの条例制定（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第13号の条例制定（案）は社会厚生常任委員会へ付託、議案第14号の条例制定（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第15号から第21号までの条例改正（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第22号から第24号までの条例改正（案）は社会厚生常任委員会へ付託、議案第25号及び第26号の条例改正（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第27号の条例改正（案）は産業建設常任委員会へ付託、議案第28号から第31号までの条例廃止（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第32号の第2次総合計画（案）及び議案第33号の地域福祉計画第2期（案）については、本日の本会議にて審議、議案第34号から第43号までの補正予算（案）については所管の常任委員会へ付託、議案第44号から第46号までの各特別会計への繰り入れについては産業建設常任委員会へ付託、議案第47号から第58号までの当初予算（案）については所管の常任委員会へ付託、議案第59号の市道路線の廃止、認定及び変更については産業建設常任委員会へ付託という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしてありますのでご確認ください。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、各所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については6名の通告者がありました。議会運営委員会で抽選の結果、3月3日、木曜日の1番目に12番菅原理恵子議員、2番目に17番伊藤正吉議員、3番目に6番藤原幸雄議員、3月4日、金曜日の1番目に9番西村 武議員、2番目に14番佐藤義久議員、3番目に8番藤原典男議員となりましたので宜しくお願い致します。

常任委員会審査について申し上げます。

各常任委員会審査は、各委員会とも3月7日、月曜日の午前10時からの開催とします。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） 議会運営委員長の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第4、行政報告を行います。

市長より、施政方針説明の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さん、改めておはようございます。

平成28年第1回潟上市議会定例会の開会にあたり、市政の所信と平成28年度予算編成の概要を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

<基本姿勢>

平成28年度の経済見通しについて、政府では「一億総活躍社会の実現に向け、最優先で推進する必要がある緊急対策に取り組むことにより、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が更に進展するとともに、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれる。」（平成28年1月22日閣議決定）としております。

また、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の新・三本の矢を推進し、地方創生、国土強靱化、女性の活躍などの取り組みと相まって、成長と分配の好循環が強固なものとなるよう期待しております。

しかしながら、新興国や資源国経済に対する先行き不透明感などの影響を受け、物価の基調に悪影響が及ぶリスクが増大しております。このため、1月29日の日銀金融政策決定会合で、史上初となる「マイナス金利」の導入が発表され、物価上昇率2%の目標達成を後押しすることとされましたが、同時に目標達成時期が2016年度後半から2017年度前半に遅れる見通しも示されております。

地方経済を全般的に見ますと、景気浮揚効果も実感が乏しいとも言われており、また、平成29年4月には消費増税も控えていることから、駆け込み需要とその反動減の動きなど、今後の経済状況の推移を注意深く見守ることが必要であると考えております。

このような状況下、本市でも地域経済の再生と人口減少問題に取り組む「潟上市総合戦略」に基づく潟上の創生が本格的にスタートするとともに、平成28年度からの10年間の計画期間とする「第2次潟上市総合計画」が始動致します。少子高齢化が進み、人口が減少する中であっても、活力を失わず、持続可能な地域社会の実現に向けて取り組む施策の中で、市民一人ひとりが「幸せを感じるまちづくり」を実現するよう標榜しております。

成長期とは異なる時代の変化や多様化する住民ニーズに柔軟に対応するとともに、

「選択と集中」の行財政運営で本市の目指す将来像の実現に向け、渾身の努力を傾けてまいり所存であります。

＜当面する行政課題への取り組み＞

1. 第2次潟上市総合計画（前期基本計画）の推進について

本市では、平成18年6月に「潟上市総合発展計画」を策定し、様々な施策を27年度までの10年間で行ってまいりました。

しかし、この間も少子・高齢化の進行に伴う人口減少をはじめ、地域産業の低迷などが続いており、この状況を打破するためには、厳しい財政状況の中でも限られた財源を有効に活用し、簡素で効率的な行政運営が求められております。

また、一方で地方分権が進展する中、自己決定・自己責任を基本とした市民自治活動を促進し、市民が主体となるまちづくりを進めていく必要もあります。そのためには、市民に開かれたまちとして情報の共有を推し進め、市民それぞれが自分の立場から見た責務や役割を認識し、「参画」と「協働」によるまちづくりを進めていけるような環境を整備していくことも続けていかなければなりません。

これらを踏まえ、28年度を初年度とする本市の最上位計画「次期総合計画」では、これまで皆様と進めてまいりました協働によるまちづくりの流れを継承しつつ、本市の豊かな自然と地域資源との調和を保ちながら、市民の皆様が健康で安心して暮らすことができ、この潟上に住んでいることに“幸せ”を感じることができるようなまちづくりを基本理念とし、『みんなで創る しあわせ実感都市 潟上 ～ 文化の風薫る 笑顔あふれるまち～』を市の将来像に掲げております。

今後も市民の目線に立ち、対話と協調を大切にしながら、理想とする市の将来像に向かって潟上市の第2ステージのまちづくりを進めてまいります。

2. 地方創生の推進について

かつて経験したことのない人口減少社会に突入した我が国において、特に秋田県は少子高齢化・転出超過により、その傾向が加速しております。本市の状況も例外ではなく、これを克服すべく潟上版の「人口ビジョン」及び「総合戦略」に基づき、28年度からその対策を本格化させてまいります。

本市では、「子育てするなら潟上で」を確固たるものとするという気概をもって、高校生への通学費の助成制度や多子世帯への出産祝い金制度を新たに創設するとともに、一般不妊治療費助成額の上限撤廃、子育て世帯への住宅リフォーム補助事業の拡充、福

社医療費助成の拡充など、少子化対策や子育て支援に重点的に取り組むこととしております。

将来にわたる安定した人口構造の維持と地域経済の活性化に向け、国・県とも連携し、市民・行政が一体となって潟上の創生を進めてまいります。

3. 八郎潟ハイツ跡地の活用について

八郎潟ハイツ跡地の活用につきましては、防災基地機能と健康増進、また、研修等の場としての機能を有する施設の整備を基本コンセプトに、これまで検討を進めてまいりました。

本事業の財源の一部として、県の「秋田県市町村未来づくり協働プログラム交付金」の活用を目指し、協議を重ねた結果、県との協議がようやく整い、秋田県・潟上市合同のプロジェクトチーム設置が承認され、事業採択への目処がついたところであります。

かつての八郎潟ハイツは、地域のシンボルであったことに加え、広域的に活用されていた実績もあります。こうした視点を継承しつつ、地域の方々から末永く愛され活用される施設となるよう、29年度中の施設建設に向けて事業を進めてまいります。

なお、飯田川地区自治会長を対象とした説明会を2月23日に開催しております。早期着工の意見が多数あったということでもあります。この後、婦人会の役員の説明会を計画しております。

4. 潟上市地域福祉計画（第2期）の推進について

市民が地域でお互いに支え合い、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けることのできるまちづくりを進めるため、「潟上市地域福祉計画（第2期）」の策定に取り組んでまいりました。

本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査や市民座談会を開催し、「福祉」や「健康」、「防災」など幅広い分野の課題について、市民の皆様や関係者から貴重なご意見をいただいております。

高齢者や障がい者をはじめ、福祉サービスを必要とするすべての人が、地域の特性に応じた福祉サービスが受けられるよう市民や行政、関係機関などが協働し、“みんなの力で支え合うまち かがみ”を目指してまいります。

5. 福祉医療費助成制度の拡充について

子どもの健やかな成長と生活の安定を図るとともに、すべての子育て家庭が安心して医療を受けられることは、「潟上市総合戦略」に掲げる「若い世代の子育ての希望をか

なえる」ことにもつながることから、本市では28年4月から、これまでの助成対象者を拡充し、中学校修了年度末まで医療費の自己負担分を全額助成することとしております。

今後も、子育て家庭の経済的負担軽減と心身の健康の保持により、安心と喜びをもって子育てができる環境の維持に努めてまいります。

6. 農業振興について

政府が27年3月に示した「新たな食料・農業・農村基本計画」では、今後10年程度先までの施策推進の基本的な視点として、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として、食料・農業・農村施策の改革を着実に推進し、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指していくこととしております。

また、27年10月のT P P（環太平洋連携協定）交渉の大筋合意を受け、27年11月25日に「T P P 関連政策大綱」が決定され、その中で関心の高い農業分野、特にコメに関しては、米国とオーストラリアに対し、新たに7万8,400トンの無関税輸入枠を設けることが決定しております。T P Pの経済効果分析では、これに伴う影響はないとしておりますが、不透明感は否めない状況であり、今後も国や県が発信する情報や各種施策に注視してまいります。

27年産米は、全国的に主食用米等の生産数量目標を下回ったことにより、米の概算金は昨年より1,200円の上昇を見ております。これを踏まえ、28年産米の全国生産数量目標は前年比1.1%減の743万トンとし、本市には約0.5%減の1万227トンが配分されたところであります。米に偏った生産構造から複合型への転換やT P P発効前後のコメなどの農産物生産コスト低減に向けた取り組みを推進するため、国・県の補助事業や市単独の「潟上農業生産力向上事業」、26年度から推進している「潟上市水稻直播条件整備事業」等を活用し、6次産業化なども視野に入れた農業の構造改革を進めてまいります。

なお、30年産米からは行政による生産数量目標の配分は行わないこととなっておりますが、前年度に引き続き28年度も新たな米政策の下で生産調整が進められることから、大豆・非主食用米・野菜・花き等を組み合わせた転作の推進を図ってまいります。

7. 企業誘致等の推進について

企業誘致につきましては、東京の県企業立地事務所へ派遣している職員の派遣期間を再度延長し、引き続き首都圏における企業関連情報の収集と本市の特性P Rに努め、社会情勢を的確に見極めながら粘り強く誘致活動を展開してまいります。

また、27年度に新設した「潟上市就業資格取得等助成金」を28年度も継続し、求職者等の就業機会を得るための必要な技術習得及び資格取得研修の経費を助成してまいります。

企業の創業支援については、27年度に秋田市周辺広域での創業を資金面と経営面に対し支援することを目的に、秋田市周辺市町村と秋田信用金庫が協同で出資し「あきた創業サポートファンド」を設立しております。新規起業者の掘り起こしや会社設立に対する支援により、地域経済の活性化に寄与することを期待しております。

8. 農業委員会制度改正への対応について

平成27年8月に「農業委員会等に関する法律」の一部改正が行われ、法律の施行日である28年4月1日から、農業委員は公選制から首長の選任制となります。

なお、新制度への移行は、現委員の任期終了後となることから、本市では29年7月19日以降の適用となります。

なお、新制度では農業委員のほか、農業委員会が委嘱する「農地利用最適化委員」を置くこととなっておりますが、27年10月30日の官報で、秋田県内では潟上市ほか6市町村がこの委員を置かなくともよい市町村として公告されております。

今後、関係条例等の整備を進めながら、新制度に円滑に移行できるよう準備を進めてまいります。

9. 潟上市職員の再任用制度導入について

高年齢者が年金の受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されております。

この法律改正により、民間企業は、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の廃止のいずれかの措置を講じなければならないことになり、国家公務員については、定年退職する職員が再任用を希望する場合は、年金支給開始年齢に達するまで再任用することとなりました。

国にならい、再任用制度を導入する自治体が増加する中、本市ではこれまで再任用制度は導入しておりませんでした。県内13市のうち10市では既に再任用制度を導入しており、28年度からは再任用制度を導入していない本市以外の2市も導入を予定しております。また、27年度の退職者から年金無収入期間が2年間延伸することや、退職者がこれまで培ってきた多様な専門的知識や経験を積極的に活用することなどを総合的に検討

した結果、市民感覚や地域における雇用の現状は依然として厳しいことを鑑みると、苦渋の決断ではありますが、27年度定年退職者から再任用制度を導入することと致しました。

10. 非常勤職員の見直しについて

潟上市では、合併後に策定した10年間の計画期間の定員適正化計画に基づき職員数の削減に取り組んできた一方、教育支援・子育て支援を取り巻く時代の要請から、保育士をはじめとする非常勤職員数については、この10年間で大きく増加しております。つきましては、非常勤職員も正職員同様、適正数を設定すべきと考え、28年度はその現状の分析と見直しを行い、その後、計画的に是正してまいりたいと考えております。

11. 行政改革の推進について

現行の行政改革大綱・集中改革プランが27年度で終了することから、28年度を初年度とする5カ年の「第3次行政改革大綱・集中改革プラン」の策定を進めております。

本市行政改革の目指す姿としては「市民に開かれた市政の推進」、「簡素で効率的な行政運営の確立」、「地方分権に対応できる行政システムの構築」、「健全な自治体運営の推進」の4点を、引き続き重点テーマとしております。

策定にあたっては、市民等からなる潟上市行政改革推進委員会での協議・検討やパブリックコメントの実施などを踏まえ、市民意見を反映させた計画とすることとしており、今後も本市を取り巻く行政課題に的確に対応しながら、より一層の行政改革を進めてまいります。

また、地方自治体が所有する公共施設等の多くは、都市化の進展や経済成長とともに集中的に整備され、多くの施設は老朽化等に伴い、今後大量に更新時期を迎えることが見込まれており、この対策として、国から「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請されております。

このため、本市においても人口減少や少子高齢化など将来的な状況を見据えつつ、中長期的な視野に立ち、公共施設の統廃合・長寿命化などを計画的に行うための施設管理の基本方針となる「潟上市公共施設等総合管理計画」の策定に取り組んでまいります。

<平成28年度予算編成について>

国の平成28年度予算は、昨年12月24日に閣議決定されております。誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取り組みやTPPを踏まえた対応、地方創生に直結するものとするための取り組みといった喫緊の

重要課題に対処した予算となっており、一般会計予算の規模は3年連続で過去最大を更新し、96兆7,218億円となっており。また、新規国債の発行額は前年度を下回っており、財政再建にも配慮した予算となっており。

地方公共団体全体の財政規模を示す地方財政計画ベースでの収支見通しについては、85兆7,593億円で前年度比4,883億円、0.6%の増となっておりますが、このうち政策的経費である地方一般歳出は69兆9,137億円で、前年度比5,986億円、0.9%増となっております。

地方交付税の総額は16兆7,003億円で、前年度比546億円、0.3%減となっております。

本市の予算では、「第2次潟上市総合計画」に盛り込まれた諸施策や「潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業を推進するほか、市民の安心・安全の確保に重点を置き、公共交通環境の整備や幹線道路網整備など市民生活に身近なインフラ整備を実施致します。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ146億2,000万円で、前年度と比較して5,600万円、0.4%増となっております。

主な新規事業は、男女共同参画10周年記念事業116万5,000円、羽後飯塚駅舎整備事業8,935万6,000円、防犯対策事業（防犯カメラ設置）190万2,000円、出産祝い金給付事業850万円、子どもの学習支援事業482万3,000円、重度障害者タクシー券給付費444万7,000円、全国健康福祉祭事業41万2,000円、二田新町児童館整備事業（実施設計）238万8,000円、おいわけ児童クラブ整備事業（実施設計）360万2,000円、昭和こども園（仮称）整備事業（実施設計）753万3,000円、おたふくかぜ予防接種事業348万2,000円、ロタウイルス予防接種事業182万8,000円、フッ化物塗布事業185万1,000円、医療用ウィッグ事業30万円、飯田川保健福祉センター改修事業（実施設計）572万4,000円、PCB処理事業2,695万7,000円、天王ふれあい交流センター改修事業1億5,973万3,000円、馬踏大橋補修事業5,200万円、田屋地区道路浸水対策事業2,930万円、鞍掛沼公園木橋改修事業2,075万7,000円、天王第一分団（二田）消防器具庫整備事業（実施設計）90万4,000円、県総合防災訓練事業230万7,000円、高校生通学費助成事業3,000万円、飯田川小学校大規模改修事業3億9,999万円、天王南中学校大規模改修事業（実施設計）1,510万円、中学校防犯対策事業（防犯カメラ設置）228万5,000円、天王総合体育館屋根改修事業4,242万6,000円であります。

また、主な継続事業は、福祉医療費給付事業3億313万3,000円、青年就農給付金事業

1,500万円、多面的機能支払交付金事業1億3,071万5,000円、農地集積加速化基盤整備事業1,330万円、高能率生産団地路網整備事業500万円、水産物供給基盤機能保全事業6,202万6,000円、大豊小学校線改良事業1億2,600万円、住宅リフォーム補助事業3,900万円、防災行政無線デジタル化事業2億1,864万3,000円であります。

次に、特別会計予算及び企業会計である水道事業会計予算につきましては、特別会計と水道事業の企業会計を合わせた総額は106億6,092万7,000円で、前年度と比較すると1,325万9,000円、0.1%増となっております。

このうち、社会保障関係の3特別会計予算総額は84億1,292万6,000円となっております。

下水道関係の3特別会計予算総額は14億1,870万1,000円で、主な事業は、蒲沼地区の下水道整備事業で、引き続き管路整備を実施し、下水道の普及促進に努めるものであります。

水道事業会計歳出予算額は、収益的支出5億4,808万7,000円、資本的支出2億7,869万8,000円で、主な事業は、昭和地区のポンプ場整備事業で実施設計を行うものであります。

なお、会計は異なりますが、潟上市育英会では、潟上市内に居住し、潟上市内に就職する方の奨学金の返還助成制度の創設に向けた検討をしております。

<市民と共に築く新たな時代>

本市のまちづくりにおける最高規範「潟上市自治基本条例」は、まさに「市民がまちづくりの主人公」であることを、市民が主体となり、議会と行政が一体となって制定した条例であります。このように市民が自ら行政に目を向ける下地を一步ずつ固めてきたことが、誕生から10年が経過した潟上市の最も誇れる成果であると思っております。

今後は、様々な考えやニーズをお持ちの市民の声を、いかに市政運営に反映させるか、あるいは市民主体のまちづくりをどのように実現させるかが本市の行く末を見定める上で、ビジョンの骨格を形成するものと考えております。

人口減少社会にいる我々に今求められているものは、将来に向けた不安の種を事前に解消していくとともに、人や時代の流れを見据え、常に一步先を進む「未来を先取る」視点であります。加えて、これまで以上に行政だけではなく、高まった市民力や地域力、知恵を結集して、地域自らが元気や活力を生み出し自立した地域を創る「地域経営型」の市政運営を目指すという視点も重要であると考えております。

私が平成17年4月、初代・潟上市長へ就任してから、はや3期日の最終年度を迎えます。これまで築いてきた市政運営の流れを基盤に、物質的な豊かさの「量」から個人や地域の心の豊かさ、内面的な満足度といった生活の「質」への転換と市民が求める幸福の形を追求し、先に申し述べました施策等を積極的かつ着実に推進することが、私に課せられたまちづくりの命題であると認識しております。

東洋経済新報社が発表した2015年度「全都市住みよさランキング」で、潟上市は秋田県内では2位、北海道・東北ブロックでも13位という好結果でありました。本市は、秋田県内でも人口の減少率が一番低くなっております。私はパフォーマンスに走らず、一步一步、地道に歩を進めていくことで、おのずと道は拓けてくるものと確信しております。

豊臣秀吉の軍師として活躍した竹中半兵衛の格言に『要害がいかに堅固であっても、人の心が一つでなければものの用をなさない。』があります。住民サービスの拠点であるこの新庁舎を中心として、その時々で議会や市民の皆様とご相談しながら、柔軟に判断し、「できること、できないこと」の説明責任を果たし、職員共々、毅然かつ真摯に取り組んでまいります。

以上、市政運営における所信の一端と主要施策等について申し述べましたが、議会並びに市民各位には、今後とも格別のご支援とご指導を賜りますよう、切にお願い申し上げます、私の施政方針と致します。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） これで行政報告、施政方針説明を終わります。

【日程第5、報告第2号 専決処分の報告について（潟上市立保育施設を秋田県南秋田郡八郎潟町が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）】

○議長（伊藤榮悦） 日程第5、報告第2号、専決処分の報告について（潟上市立保育施設を秋田県南秋田郡八郎潟町が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）を議題とします。

報告第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。小玉教育部長。

○教育部長（小玉 隆） おはようございます。

第1回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第2号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

専決処分書

潟上市立保育施設を秋田県南秋田郡八郎潟町が保育を実施する児童に使用させるため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、潟上市と秋田県南秋田郡八郎潟町との間において協議することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分するものでございます。

平成28年2月22日 潟上市長 石川光男

広域入所児童は、潟上市に住所があった0歳児と4歳児の児童で、湖岸保育園に入所しておりましたが、平成28年2月22日に南秋田郡八郎潟町へ転出することになりました。八郎潟町の保育園に0歳児の空きがないこと、それから、4歳児児童の年度途中の環境の変化に配慮しまして、潟上の保育園が母親の通勤途中であることから、継続して入所することを希望したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

【日程第6、議案第9号 潟上市出産祝い金支給条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第6、議案第9号、潟上市出産祝い金支給条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。川上福祉事務所長。

○福祉事務所長兼社会福祉課長（川上裕隆） 議案書の3ページをお開き願います。

議案第9号、潟上市出産祝い金支給条例（案）について。

潟上市出産祝い金支給条例を次のように制定するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、第3子以降の子の出産に対し、出産祝い金を支給することにより、次世代の地域社会を担う子を出産を奨励し、児童の健全な育成及び福祉の増進に資することを目的として条例を制定するものでございます。

次の4ページをご覧ください。

条例（案）の構成についてであります。

条例は、第1条から第7条までの構成となっております。

第1条は、条例の目的であります。第3子以降の出産に対し、出産祝い金を支給することにより、次代の地域社会を担う子の出産を奨励し、児童の健全な育成及び福祉の増進に資することを目的としてございます。

第2条は、受給資格についてでございます。祝い金を受給できる者は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、第3子以降を出産して養育する父または母で出産の前1年以上引き続き本市に居住し、出産後1年以上潟上市に居住する意志を有する者と規定してございます。

第3条は、祝い金の額についてであります。祝い金の額は、第3子は30万円、第4子は30万円、第5子以降は50万円と規定してございます。

第4条は、申請及び決定について規定してございます。

次の5ページをご覧ください。

第5条は、祝い金の返還について規定しております。

第6条は、譲渡または担保の禁止について規定してございます。

第7条は、委任規定を定め、附則については、この条例は平成28年4月1日から施行し、施行日以降の出産について適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番。

○12番（菅原理恵子） すみません。第1子恩恵を受けてから第1子が無事に育てられるなどという環境になってから第2、第3というふうに出産進んでいくと思うのですが、なぜ第1子からの助成金にしなかったのか、そこをお尋ね致します。

○議長（伊藤榮悦） 川上福祉事務所長。

○福祉事務所長兼社会福祉課長（川上裕隆） 12番菅原理恵子議員にお答えします。

第3子以降からの出産祝い金を支給するので、第1子、2子ということですがけれども、本事業は市の単独事業であり、限られた予算の中で継続して実施する必要があります。潟上市の対象となると思われる出生数を考慮した上で、県内の祝い金の支給額を参考に、支給額が少ない場合は事業の効果が薄れると思い、第3子以降から30万円という形で定めたものでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） ちょっと基本的なことをお伺いします。

今朝も国の国会の予算委員会で質疑して、ちょっと委員会に入れないう状態が続いておりますけれども、基本的には子育て支援、あるいは一億総活躍社会の実現、あるいは特殊出生率の向上等々があるわけでありまして、子育て支援というのは、結局いわゆる社会の責任なのか家庭の責任なのかということで非常に議論ありましたけれども、そのことについては、具体的にはいろんな考え方があると思うのですが、市長の考え方をひとつお聞かせ願いたいと思います。この条例に関係しての基本的な考え方として。

○議長（伊藤榮悦） もう一度、簡潔明瞭にお願いします。

○3番（佐々木嘉一） 基本的な考え方は、この条例のことについては、先ほども今あったけれども、金額的な問題じゃなくて、基本的に社会で子育て支援とかそういうようなことを進めるといような基本的な考え方なのか、あるいは子育て支援というのは実際は家庭の問題だけれども、その辺の基本的な考え方、いわゆる社会全体で進めるべく子育て支援に関する祝い金の支給という考え方なのか、その辺の基本的な考え方をひとつお聞かせ願いたいということです。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 答弁は簡単であります。人口減少時代に即応するために、一人でも多く子どもを産んでもらうと、これが目的であります。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質問ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 先ほど市長の施政方針の中で、この出産祝い金支給事業の850万円の予算計上がされております。推定されて多分850万円でしょうが、どのくらいの子どもさんが第3、第4、第5子になるのか、具体的にすみませんが、ちょっとお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 川上福祉事務所長。

○福祉事務所長兼社会福祉課長（川上裕隆） 11番戸田議員にお答えします。

この度の850万円の予算措置の内訳としましては、27年度中の実績をもとに積算してございます。第3子を17人分、第4子を8人分、第5子を2人分と見込んで措置してございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。14番。

○14番（佐藤義久） 支給の判定ですけれども、4条の規定によりますと、本人の申請で行うように書いてありますが、速やかに当該申請した者に通知するということが、1歳の誕生日を迎えた時点と解釈してよろしいでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 川上福祉事務所長。

○福祉事務所長兼社会福祉課長（川上裕隆） 14番佐藤義久議員にお答えします。

申請に関しては、基本的にまず出生届が来た段階で、うちの方でマル福の手続もしてございますので、その段階で申請の手続をしていただこうと考えてございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第7、議案第10号 潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（案）について から 日程第9、議案第12号 潟上市職員の退職管理に関する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第7、議案第10号、潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（案）についてから日程第9、議案第12号、潟上市職員の退職管理に関する条例（案）についてまでを一括議題とします。

議案第10号から議案第12号まで、当局より一括して提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の6ページをお開き願います。

議案第10号、潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（案）について。

潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例を次のように制定するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、情報公開条例に基づく情報公開審査会並びに個人情報保護条例に基づく個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会は関連性が高く、行財政改革の面においても効率化を図る必要があることから、3つの附属機関を統合した新たな附属機関を設置するため、条例を制定するものでございます。

7ページをお願い致します。

第1条は、設置でありまして、情報公開及び個人情報保護の制度の適正かつ円滑な運

営を推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、市長の附属機関として潟上市情報公開・個人情報保護審査会を置くことを規定してございます。

第2条は、所掌事務でありまして、審査会は実施機関の諮問に応じ、審査請求について調査・審議することなどを規定してございます。

第3条は、組織及び委員でありまして、委員は5人以内をもって組織するものとして、識見を有する者のうちから市長が委嘱することなどを規定してございます。

8ページにまいりまして、第4条は、会長、副会長の選出、第5条は、会議の招集、第6条は、庶務について規定してございます。

第7条は、調査権限でありまして、審査会は実施機関に対し、審査請求のあった処分に係る公文書、またはこれに記録されている個人情報の提示を求めることができることなどを規定してございます。

9ページにまいりまして、第8条は、意見の陳述等でありまして、審査会は審査請求人等から申し立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないことなどを規定してございます。

第9条は、意見書等の提出等でありまして、審査請求人等は審査会に対し、意見書または資料を提出することができることを規定してございます。

第10条は、委員による調査手続でありまして、審査会は指名する委員に公文書、またはこれに記録されている個人情報を閲覧、調査をさせ、または審査請求人等の意見の陳述を聞かせることができることなどを規定してございます。

第11条は、提出資料の写しの送付等でありまして、審査会は意見書、または資料の提出があったときは、当該意見書、または資料の写しを当該意見書、または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付することなどを規定してございます。

10ページにまいりまして、第12条は、調査審議手続の非公開でありまして、審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は公開しないこととしてございます。

第13条は、答申書の送付等でありまして、審査会は諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに答申の内容を公表するものとしてございます。

第14条は、委任規定、第15条は、罰則規定でございます。

11ページにまいりまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

経過措置として、この条例の施行の際に、現に個人情報保護審査会の委員である者は、情報公開・個人情報保護審査会の委員として委嘱されたものとみなし、任期は個人情報保護審査会委員の残任期間としてございます。

続きまして、議案書の12ページをお願い致します。

議案第11号、潟上市行政不服審査関係手数料条例（案）について。

潟上市行政不服審査関係手数料条例を次のように制定するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、行政不服審査法の施行に伴い、法第38条第6項の規定により、読み替えて適用する同条第4項の規定による手数料を定めるため、条例を制定するものでございます。

13ページをお願い致します。

第1条は、趣旨でありまして、地方自治法第227条の規定により徴収する手数料のうち、行政不服審査に関するものについては、この条例に定めることとしてございます。

第2条は、審査請求に係る提出書類の写しの交付を受ける際の手数料でありまして、15ページの別表に規定しており、白黒1枚10円、カラー1枚20円でございます。

第3条は、前条の手数を徴収する旨を規定してございます。

第4条は、手数料の減免でありまして、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、2,000円を限度として減額、または免除することができることなどを規定してございます。

14ページにまいりまして、第5条は、送付による交付でありまして、審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、当該交付に係る書面等の送付を求めることができることを規定してございます。

第6条は、委任規定でございます。

この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書の16ページをお願い致します。

議案第12号、潟上市職員の退職管理に関する条例（案）について。

潟上市職員の退職管理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理の適正を確保するため、条例を制定するものでござい

ます。

17ページをお願い致します。

第1条は、趣旨でありまして、地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、再就職者による依頼等の規制でありまして、地方公務員法第38条の2では、再就職した者が離職後2年間は離職前5年間に在職していた組織の職員に対し、職務上の行為を要求したり依頼したりし、その影響力を行使することは公正な職務執行を損ねる恐れがあるため規制することが規定されており、再就職した者が管理職であった場合は、離職後2年間は離職前5年より前に在職していた組織の職員に対しても職務上の行為を要求したり依頼したりすることを規制するものであります。

第3条は、任命権者への届出でありまして、職員であった者の再就職に関する情報の届出をさせる規定を定めるものでございます。

18ページにまいりまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

これで説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 議案第10号、潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） 議事運営についてちょっと伺いたいんですけども、よろしいですか。

先ほど、佐々木議員が出産祝い金のことについて質問がありましたけれども、これは所管が社会厚生常任委員会ですね。佐々木議員は所管が社会厚生常任委員会なんです。それで、今までの議会の慣例であれば、自分の所属するところの議案については、本会議では質問差し控えまじょうと、常任委員会でゆっくりやれるからということで控えてきたんですけども、そこら辺は今回許したということは、今回のあれですか、本会議でもできるということですか。それとも、議長の何というんですか、ちょっと気がつかなくてどうなったのかという、そこら辺、もし再確認するようであれば再確認した方がいいと思います。

○議長（伊藤榮悦） わかりました。それで、先ほどそういうふうなことがちょっとありましたので、大綱質疑については各常任委員会へ付託予定のものについては、所管の常任委員会の委員は、委員会において十分に質疑していただくと、本会議では質疑は行わ

ないと、こういうことになっておりましたので、再度確認のことを、申し合わせの確認をしようと思ってたんですけども、ありがとうございます。そういうことでございます。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第11号、潟上市行政不服審査関係手数料条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第12号、潟上市職員の退職管理に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） まず、さっき、藤原議員の方から私の質問については、ちょっと的外れ、いわゆる委員会質疑のことだから、ちょっと今までの申し合わせからすれば、ちょっとうまくないんじゃないかということがありましたけれども、私はこれは当然委員会の方へ行って聞くわけだけれども、市長の基本的な考え方というのは委員会になかなか市長が出席できない場合もありますので聞いたわけです。まずそういうことでありますので、ひとつ。

それから、退職職員のことなんですが、ここで「契約等事務」とあります。契約等事務というのは、そうすれば、契約事務というのは、どういう形で契約、工事請負契約ありますし、委託契約もありますし、いろんな契約がありますけれども、それらの範囲と、「等」ということについても内容についてひとつお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員にお答え致します。

「契約等事務」という解釈でございますが、すべての契約行為ということで認識してございます。委託、それから工事、そういったもの、すべての契約行為ということで認識してございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 議案第12号は、これ、総務文教常任委員会の方に付託されること

と思います。そうしますと、私は総務文教常任委員でありますので、この件に関しては、大綱的に伺うことはできないということは、いささかですな問題があるろうと思っております。議会運営委員長としても、先ほどの議員の発言等見ても、特別その当局との質疑の応答のあり方がいびつで問題があるというふうには解釈できません。議会改革が進められるという中で、この大綱的なところでちょっと聞いておかないと、じゃあ委員会でそれが果たして問題とされないでそのまま見過ごされるか聞き流されるか、理解の上で何も質疑がなくですね、なって、そして最終日には採決が行われ、委員長報告でその経過と経緯についての審査の内容をと尋ねた場合、何もしなかったと、そこについては当局の説明もなく、委員からの質疑もなかったということで、事なかれの的に進んでいって、これでは十分な審査や審議や市民の負託に応えたことになるのかどうかということ、過去も何度もいろんな例があったと思うわけです。そういう意味では、少しは聞かれた方がいいのではないかと、それが総務文教常任委員会や各常任委員会の審議の進め方が順調に進むのではないかと思うけれども、私は今、このことを申し上げて、職員の退職管理に関する条例について、現在この規定は既に・・・

- 議長（伊藤榮悦） 11番議員、ちょっと、もうその今の決められているこれが、もはや容認されたような格好で質問するというのは、いかがかと思えますけれども。これはこの後の検討課題という感じでやっていただければと思えますが。
- 11番（戸田俊樹） そうしますと、私が総務文教常任委員として、そのときに今質問しようとするのが質問されないままに見過ごされて経過していった場合、他の委員からそこはどうなったんだという話になったとき困ると。困るっていうのは、誰が困るんでしょう。市民だと思んですけども、そういうことを予防するといいますか、そんなことで少しは聞いておきたいなと思うわけです。
- 議長（伊藤榮悦） でも、何か私の考えだと、やはり今こういうちゃんとした取り決めがあって、そしてそれが進んでいる中で、今突然にそういうことだから私は質問すると、質問を許してくれと、こういうふうに言われても、やはりちょっとうまくないんじゃないかと思えます、私は。ですから、少なくとも委員会で、総務文教常任委員でありますので、そこで十分にまず審議をすることを努めていただきたいと思います。

11番。

- 11番（戸田俊樹） そういう議長の判断というのは、過去の今までの経緯を見ますと、各常任委員会の報告をした場合、三度質問して答弁終わって、委員長の答弁が終わって、

それで終わりという場合は、そういうときに対して自分の所管でない委員会の審議事項については聞くことができるけれども、自分が所属した委員会の審議のことについて再度質疑をすることは委員長に対して質疑することはできないというのが基本で、ある程度のこういう初日の大綱的な説明に対する、施政方針も出ておるわけですから、その中で少し当局の考えを聞き質すということは、可能ではないかと思うんです。そういうことで意見を申し上げて、じゃあ終わります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

暫時休憩致します。11時15分まで休憩致します。

午前11時06分 休憩

.....
午前11時15分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号、潟上市職員の退職管理に関する条例（案）は、総務文教常任委員会に付託致します。

【日程第10、議案第13号 潟上市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第10、議案第13号、潟上市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） それでは、議案書の19ページをお開き願います。

議案第13号、潟上市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）について。潟上市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、消費者安全法第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものであります。

設立の経緯であります。消費者庁では、どこに住んでいても質の高い相談が受けら

れ、安全・安心が確保される地域体制を全国に整備することを促進しているため、消費者安全法に基づく消費生活センターを設立するものでございます。

それでは、20ページをお願い致します。

条例案の構成についてであります。

条例は、第1条から第8条までの構成となっております。

第1条は、条例の趣旨であります。法第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営等に関し必要な事項を定めることを規定しています。

第2条は、名称及び住所等について、消費生活センターを設置または変更したときは公示することを規定しています。

なお、名称は「潟上市消費生活センター」とし、市民課生活環境班内に設置するものであります。

第3条は、消費生活センター長及び職員について規定しています。

第4条は、消費生活センターには、試験に合格、または専門的な知識を有する消費生活相談員を配置することを規定しています。

第5条は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適正な人材及び処遇の確保について規定しています。

21ページをお願い致します。

第6条は、消費生活相談等の事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修について規定しています。

第7条は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理について規定しています。

第8条は、委任規定であり、附則については、条例の施行期日を平成28年4月1日からと定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第11、議案第14号 潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第11、議案第14号、潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。小玉教育部長。

○教育部長（小玉 隆） 議案書の22ページをお願い致します。

議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（案）についてであります。

潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を次のように制定するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、いじめ防止対策推進法の規定により、市及び学校いじめ防止対策基本方針における実効的な対策の推進を図るため、条例を制定するものでございます。

いじめ防止対策推進法が公布された後、市及び学校におけるいじめ防止基本方針を定め、いじめ防止等の対策を進めてまいりましたが、更に実効的な対策を推進するために市いじめ問題対策連絡協議会を、重大事案が発生した際の対処として市いじめ問題調査特別委員会を設置するものでございます。

次の23ページをご覧ください。

条例案の構成についてであります。

条例は第1章から第4章まで16条の構成となっております。

第1章、総則。

第1条は、条例の趣旨であります。いじめ防止対策推進法の規定に基づき、潟上市いじめ問題対策連絡協議会及び潟上市いじめ問題調査特別委員会の組織に関し必要な事項を定めるものとしています。

第2章。

第2条は、潟上市いじめ問題対策連絡協議会の設置についてであります。

第3条で連絡協議会の所掌事務を、いじめの防止等に関係する機関及び団体相互の連絡調整を行い、当該機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議すると規定しております。

第4条、組織については、委員10名以内としまして、学校教育関係者、関係行政機関職員、市職員、その他潟上市教育委員会が必要と認める者のうちから市長が委嘱、または任命するものと規定しております。

次のページに入りまして、第5条、委員については、委員の任期及び守秘義務について規定しております。

第6条は、会長について、第7条は、会議について、第8条は、関係者の出席の資料の提出を求めることができることについて規定しております。

続いて、第3章。

第9条は、潟上市いじめ問題調査特別委員会の設置についてであります。

第10条は、この特別委員会の所掌事務を市長の諮問に応じて法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、または意見を具申すると規定しています。

第11条、組織については、委員5名以内とし、学識経験者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱するものと規定しています。

25ページ、第12条は、委員の任期及び守秘義務について規定しています。

第13条は、委員長及び副委員長について、第14条は、会議について、第15条では、関係者の出席や資料の提出を求めることができることについて規定しております。

第4章、雑則。

附則については、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番。

○12番（菅原理恵子） 第7条の連絡協議会の会議ということで、そこから個人情報を抜きにして守秘義務のことから、関連から、個人情報を抜きにして議事録の公開が必要だと思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 小玉教育部長。

○教育部長（小玉 隆） 12番菅原議員にお答え致します。

情報公開については、公開することになっております。個人のプライバシーについては黒塗りで公開すると、そういうふうになっております。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第12、議案第15号 潟上市情報公開条例及び潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第16、議案第19号 地方公務員法及び地方

独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）
について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第12、議案第15号、潟上市情報公開条例及び潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第16、議案第19号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）についてまでを一括議題とします。

議案第15号から議案第19号まで、当局より一括して提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の27ページをお願い致します。

議案第15号、潟上市情報公開条例及び潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市情報公開条例及び潟上市個人情報保護条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定及び行政不服審査法等の施行に伴い、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

それでは、参考資料の1ページの新旧対照表によりご説明致します。

今回は、先にご説明致しました潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（案）により、審査会等が統合されることになるため、潟上市情報公開条例及び潟上市個人情報保護条例中にある情報公開審査会、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会の規定を削るものと、行政不服審査法の施行に伴い、不服申し立ての文言を審査請求に改めるなど用語を整理するものでございます。

参考資料2ページから9ページまでが第1条による情報公開条例の改正、10ページから22ページまでが第2条による個人情報保護条例の改正に関する新旧対照表でございます。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の34ページをお願い致します。

議案第16号、潟上市行政手続条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市行政手続条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、改正される行政手続法の規定の例に倣い、条例の関係部分を改正するものでございます。

それでは、参考資料の23ページにあります新旧対照表によりご説明致します。

今回は、行政手続法の規定に倣い、適用除外を規定する第3条第9号に審査請求、再調査の請求、その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続を加えること、また、第19条の聴聞を主宰することができないものを「前3号に規定するものであったことのある者」から、「前3号に規定するものであった者」に改めることの改正を行うものでございます。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書の36ページをお願い致します。

議案第17号、潟上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

それでは、参考資料の25ページにあります新旧対照表によりご説明致します。

今回の改正は、行政不服審査法の規定に倣い、提出書面等の規定を法と同じく対応させるために改正し、また、法により提出資料の写しの交付にかかわる手数料規定を置くこととされているため、第10条として手数料規定を追加するものでございます。

手数料については、先に提案しております潟上市行政不服審査関係手数料条例に定めるところによるものとしてございます。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、39ページをお開き願います。

議案第18号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、非常勤特別職の区分に必要な委員等を加えるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

それでは、参考資料の29ページにあります新旧対照表によりご説明致します。

今回の改正は、費用弁償の規定の整理及び新たに設置される委員会等委員の追加と統合により廃止される委員会等委員の削除を行うものでございます。

委員会等委員の改正は、情報公開・個人情報保護審査会設置条例に基づき、「個人情報保護審査会委員」を「情報公開・個人情報保護審査会委員」に改めるものと、「個人情報保護審議会委員」及び「情報公開審査会委員」を削るもの、また、いじめ問題対策連絡協議会等設置条例に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会委員」をはじめとする3つの委員を加えるもの、さらには、「まちづくり市民会議委員」を加え、総合発展計画関係の2つの委員を削るものでございます。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書の41ページ、お願い致します。

議案第19号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

それでは、参考資料の33ページにあります新旧対照表によりご説明致します。

第1条による潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、地方公務員法改正に伴う引用規定の条項のずれの整理及び学校教育法改正に伴う小学校の定義の整理でございます。

参考資料35ページの第2条による潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、地方公務員法改正に伴い定めることとされた等級別基準職務表を加えるものでございます。

参考資料37ページの第3条による潟上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営の状況に関し、市長に報告

しなければならない事項に、職員の人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を加え、これまで規定していた勤務成績の評定状況を削るものでございます。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上であります。

- 議長（伊藤榮悦） 議案第15号、潟上市情報公開条例及び潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第16号、潟上市行政手続条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第17号、潟上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第18号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第19号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第17、議案第20号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第19、議案第22号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤栄悦） 日程第17、議案第20号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第19、議案第22号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてまでを一括議題とします。

議案第20号から議案第22号まで、当局より一括して提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の44ページをお願い致します。

議案第20号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市市税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の公布及び地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについての通知に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

議案書の45ページから49ページまでには条例改正案を、参考資料の38ページから45ページまでには新旧対照表を添付させていただいておりますが、改正内容の主なものについては、市税の猶予制度の見直しについて、納税者の負担の軽減を図り、納税の履行を確保する観点から、国税・地方税の徴収猶予制度の見直しが行われ、市税についてもその基準に準拠するものでございます。

また、減免申請書への個人番号記載の見直しについては、個人番号（マイナンバー）制度の施行に伴い、各種市税等の申請書への個人番号の記載について条例等の整備を行いました。市民税及び特別土地保有税の減免申請書への個人番号の記載を要しないと総務省からの通知に基づき、条例の関係部分を改正するものでございます。

市税の猶予制度の見直しにつきましては平成28年4月1日から、減免申請書への個人番号記載の見直しについては公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の50ページをお願い致します。

議案第21号、潟上市入湯税条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市入湯税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、行政不服審査法の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

議案書の51ページにあるとおり、様式の改正でございます。

参考資料の48・49ページもお願い致します。

改正の内容につきましては、49ページの現行（旧）の「60日以内」を48ページ改正案（新）「3箇月以内」に、それから、（旧）で「異議申立て」を「審査請求」に、それから、「決定」を「裁決」に改めるものでございます。

この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書の53ページ、お願い致します。

議案第22号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについての通知に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

54ページは条例の改正案であります。参考資料の51ページの新旧対照表をお願い致します。

改正の内容につきましては、個人番号（マイナンバー）制度導入に伴い、国民健康保険税の減免申請書に個人番号の記載を要しないとの総務省より通知があり、当該書類にかかわる条例の一部を改正するものでございます。

下線を引いてある部分ですが、現行（旧）の「、氏名及び個人番号」以下を「及び氏名」に改めるものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 議案第20号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第21号、潟上市入湯税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第22号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 国のマイナンバー制度の、これを使わなくてもよいという国からのお達しがありまして、当潟上市でもそういうふうになると。国がやろうとしていて、これ必要ないというのは、今年からマイナンバー制度が1月1日から施行されたわけですが、当初はそれを使うんだということで、全ての市民の状況を把握すると。いろいろなことからこの件に関してはこういうふうだということなんですが、その辺の私も市民としての理解度合いが、現在のナンバーの交付状況がどうなのか鑑みますと、先の住基ネットそのものも何千兆、何千億っていうお金をかけてやって、更にマイナンバー制度をやって何千億くらいかかって、現状の地方財政に携わる行政、市町村の中で、こういうふうにして改正されるということになると、これだけでなくいろいろな問題がほかにあるのではないかと思うけれども、その辺についての当局の検討状況についてお願いしたいということと、先の12月定例議会においてマイナンバー制度について潟上市が全国放送されまして、国勢調査の段階での行き違いや、こちらの情報を提供しながら向こうも受けたと。しかしながら、再度のチェックが足らずに数名の方がマイナンバー交付できなかったということがありまして、どの辺までのそのレベルにあるんだということをお聞きしておりましたけれども、ゼロと、事終わった後と。議会終了後に市民福祉部長から報告があったと、こういうことで、決して良いニュースではなかったと思うわけです。その辺について当局よりも市民福祉部の方で、どういうふうにご考えておられるのか、ご見解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 11番戸田議員のご質問にお答え致します。

今回の一部改正につきましては、国民健康保険税の減免申請に限って個人番号カードの記載を要しないということで国の方で決まりましたので、その通知に基づいて今回一部改正したものでございます。

それから、質問の2つ目でございますが、先般の議会で個人番号通知の関係で皆様にいろいろ内容についてご説明致しておりましたが、今のところ個人番号カードに関して

は、庁舎の窓口で交付を行っているわけですが、今のところ順調にカードの交付を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第20、議案第23号 潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について 及び 日程第21、議案第24号 潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第20、議案第23号、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について及び日程第21、議案第24号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを一括議題とします。

議案第23号及び議案第24号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。

島山市民福祉部長。

○市民福祉部長（島山靖男） それでは、議案書の55ページをお開き願います。

議案第23号、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴う指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、条例の関係部分を改正するものであります。

56ページから78ページまでが条例の改正案であります。

はじめに、改正の趣旨であります。利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日施行の改正介護保険法では、地域密着型サービスに位置づけられることとなります。これに伴い、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、地域密着型通所介護に関する基準を追加するために一部を改正するものであります。

また、同条例の認知症対応型通所介護の基準については、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置について規定するなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえて、地域との連携等に関する規定についても所要の改正を行うものであります。

この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

なお、参考資料の52ページから103ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照をお願いします。

続きまして、議案書の79ページをお願いします。

議案第24号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴う、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、条例の関係部分を改正するものであります。

80ページから81ページまでが条例の改正案であります。

改正の趣旨についてであります。介護予防認知症対応型通所介護の基準を規定して

いる潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についても、国の基準と同様の改正を行うものであります。

この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

なお、参考資料の104ページから110ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照お願い致します。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 現在11時55分でございますけれども、昼食のため13時30分まで暫時休憩してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） それでは、13時30分まで暫時休憩致します。

午前 11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例なんで、当然これは旧庁舎の跡地の利用に関して、今まである条例の部分のところを包括的に改正をし、この設置といいますか、そのための準備するための条例だと思いますけれども、その次のところの条例の部分については、いかに効率的なその予算を出そうかと、そこまでいっているわけで、ここをどう我々議員は理解をしてとらまえて、市民の要望やご意見に対応できるのか。その辺、市の当局もその裏づけとなるものがあると思いますので、少しはですね、どのくらいの規模のもの、どのくらいの事業者のレベルのもの等々について、考えられる範囲、または答えられる範囲内で少し教えていただければと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 11番戸田議員のご質問にお答え致します。

今回の改正につきましては、天王庁舎跡地の介護老人福祉施設とは全く関係ございません。今回の改正につきましては、28年4月から小規模の通所介護、これはデイサービス事業者でございますが、これが県が指定監督する居宅サービスから市が指定監督する地域密着型通所介護の方に位置づけられたというふうな内容の改正でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第24号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第22、議案第25号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について 及び 日程第23、議案第26号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第22、議案第25号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について及び日程第23、議案第26号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）についてを一括議題とします。

議案第25号及び議案第26号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。

小玉教育部長。

○教育部長（小玉 隆） それでは、議案書の82ページをお願いします。

議案第25号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

83ページですけれども、第29条第3項及び第31条第3項、第44条第3項、第47条第3項中の「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改め、附則に「（小規模事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）」を加えるものでございます。

この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について説明を終わります。

続きまして、議案書の85ページをお願いします。

議案第26号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市公民館条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、田屋分館の建築に伴いまして条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

潟上市公民館条例の一部を次のように改正する。

別表第1の「田屋分館」の項中、「潟上市昭和豊川竜毛字下斉藤田5番地1」を「潟上市昭和豊川竜毛字坂の下6番地1」に改めるものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

- 議長（伊藤榮悦） 議案第25号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第26号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第24、議案第27号 潟上市道路占用料徴収条例及び潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤栄悦） 日程第24、議案第27号、潟上市道路占用料徴収条例及び潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 議案書の87ページをお開き願います。

議案第27号についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市道路占用料徴収条例及び潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市道路占用料徴収条例及び潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由、電気事業法等の一部改正により、関係条例の関係部分を改正するものである。

今回の条例案の一部改正につきましては、電気事業法等の一部を改正する法律が公布され、電気事業法第2条第1項に規定する電気事業の類型が見直されたことに伴う、関係条例の改正でございます。

内容についてご説明申し上げます。

議案書の88ページと参考資料の117ページから119ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご覧願います。

潟上市道路占用料徴収条例及び潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（案）。

第1条、潟上市道路占用料徴収条例の一部改正。

改正の内容につきましては、附則第3項中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第17号」に改めるものでございまして、法改正前は6区分とされていた電気事業者類型が改正後には区別がなくなり、第17号に規定する電気事業者1区分とされたことを受けての改正でございます。

第2条、潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正。

改正の内容につきましては、第4条第2号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改めるものでございまして、同じく法改正前が6区分とされていた電気事業者類型が改正後には区別がなくなりまして、第17号に規定する電気事業者1区分とされたことを受けての改正でございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第25、議案第28号 潟上市役所庁舎建設基金条例を廃止する条例（案）について から 日程第28、議案第31号 潟上市観光振興基金条例を廃止する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第25、議案第28号、潟上市役所庁舎建設基金条例を廃止する条例（案）についてから日程第28、議案第31号、潟上市観光振興基金条例を廃止する条例（案）についてまでを一括議題とします。

議案第28号から議案第31号まで、当局より一括して提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の89ページをお願い致します。

議案第28号、潟上市役所庁舎建設基金条例を廃止する条例（案）について。

潟上市役所庁舎建設基金条例を次のように廃止するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、基金の設置目的を達成したことに伴い、本基金を廃止したため、条例を廃止するものでございます。

90ページにまいりまして、潟上市役所庁舎建設基金条例を廃止する条例（案）。

潟上市役所庁舎建設基金条例は、廃止する。

附則、この条例は平成28年3月31日から施行する。

経過措置、この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の潟上市役所庁舎建設基金条例に基づく基金に属していた現金は、この条例の施行の日において、一般会計に属するものでございます。

参考までに残額につきましては、この後の補正予算に計上されておりますが、4億3,439万5,000円でございます。それを財政調整基金並びに減債基金に積み立てるとするものでございます。

続きまして、91ページお願い致します。

議案第29号、潟上市宿泊施設運営振興基金条例を廃止する条例（案）について。

潟上市宿泊施設運営振興基金条例を次のように廃止するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、基金の設置目的の事業に全額充当し、基金の活用が終了したことに伴い、本基金を廃止したいため条例を廃止するものでございます。

92ページにまいりまして、潟上市宿泊施設運営振興基金条例を廃止する条例（案）。

潟上市宿泊施設運営振興基金条例は、廃止する。

附則、この条例は平成28年3月31日から施行するものでございます。

次に、93ページをお願い致します。

議案第30号、潟上市ふるさと創生基金条例を廃止する条例（案）について。

潟上市ふるさと創生基金条例を次のように廃止するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、基金の設置目的の事業に全額充当し、基金の活用が終了したことに伴い、本基金を廃止したいため条例を廃止するものでございます。

94ページにまいりまして、潟上市ふるさと創生基金条例を廃止する条例（案）。

潟上市ふるさと創生基金条例は、廃止する。

附則、この条例は平成28年3月31日から施行するものでございます。

次に、95ページお願い致します。

議案第31号、潟上市観光振興基金条例を廃止する条例（案）について。

潟上市観光振興基金条例を次のように廃止するものとする。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、基金の設置目的の事業に全額充当し、基金の活用が終了したことに伴い、本基金を廃止したいため条例を廃止するものでございます。

96ページにまいりまして、潟上市観光振興基金条例を廃止する条例（案）。

潟上市観光振興基金条例は、廃止する。

附則、この条例は平成28年3月31日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 議案第28号、潟上市役所庁舎建設基金条例を廃止する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 基金条例の廃止については理解しておりますけれども、それぞれの基金について、それぞれの目的をもって設置した条例でありますけれども、その基金設置の目的が、目的の事業が完了したというふうなことでありますけれども、先ほど庁舎については2億3千万幾ら、それを一般会計に入れてまた財政調整基金というお話もありましたけれども、それぞれの基金で実際どれくらいあって、どういうふうな形で運用して残額がそれぞれ幾らかっていうことについては、わかりましたらひとつお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員にお答え致します。

潟上市役所庁舎建設基金の廃止条例ということで、その残金につきましては、先ほど申し上げましたとおり4億3,439万5,000円、それを財政調整基金、それから減債基金に充てる、積み立てるということで考えております。

すいません。言葉が足りませんでした。

その内訳を申し上げますと、減債基金に2億円、その残を、2億3,439万5,000円を財政調整基金に積み立てるというものでございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 私が今聞いているのは、それぞれの基金について、それぞれ目的基金でありますので、ほかへ利用されないわけでありまして、その基金がそれぞれの予算に計上して使うというふうなことなんですが、今、条例を廃止する時点、あるいはその条例の総額から例えば4億3,000万円、庁舎、基金が余ったわけだけれども、全体で幾らあって庁舎基金としてどれくらい運用したかということ、それぞれの基金条例の廃止について、それぞれについてそういう形でひとつお知らせ願いたいと。基金がどれくらいで、どういうふうな運用して現在どれくらいで廃止するのかと、そういうことです。

○議長（伊藤榮悦） 今は第28号についてですので、28号についてお答えいただきたいと思えます。そうですよ、付託案件です。

塚本部長待遇財政課長。

○財政課長（部長待遇）（塚本 光） ただいまの佐々木議員の質問にお答え致します。

市役所庁舎建設基金でございますけども、平成23年度までで残高が11億円でございます。それから、平成24年から順次取り崩してまいりまして、合計で取り崩し額が6億6,736万9,000円でございます。したがって、利息にこれ加わりますのでイコールにはなりませんけども、取り崩し額と致しましては6億6,736万9,000円というふうなことになってございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第29号、潟上市宿泊施設運営振興基金条例を廃止する条例（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 28号議案同様に、これらの残高及び運用、そして取り崩し時点の金額、幾らでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 塚本部長待遇財政課長。

○財政課長（部長待遇）（塚本 光） ただいまのご質問についてでございますけども、潟上市宿泊施設運営振興基金でございますが、本基金につきましては、宿泊施設、八郎潟ハイツの施設管理に必要な財源に充てるというふうな目的をもった基金でございます。ちなみに、この基金につきましては平成24年度末におきまして574万4,000円ございましたが、24年度、25年度で全額取り崩しておりますので、現在残額はございません。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第30号、潟上市ふるさと創生基金条例を廃止する条例（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） この条例についても、先ほど同様、ひとつその運用の経過をお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 塚本部長待遇財政課長。

○財政課長（部長待遇）（塚本 光） ただいまの佐々木議員のご質問にお答えします。

潟上市ふるさと創生基金条例の件でございますけども、この条例につきましては、平成26年度にふれあい交流センター温泉掘削等工事に全額、672万8,000円を取り崩してございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第31号、潟上市観光振興基金条例を廃止する条例（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） この廃止する条例についても、先ほど同様の経過をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 塚本部長待遇財政課長。

○財政課長（部長待遇）（塚本 光） ただいまのご質問にお答えします。

潟上市観光振興基金条例の廃止についてでございますけども、この基金につきましては、平成18年度にふれあい交流センターにラジウム温泉と岩盤浴工事、これに600万円を、それから平成26年度に温泉掘削等工事に54万円を、それぞれ取り崩してございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第29、議案第32号 第2次潟上市総合計画（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第29、議案第32号、第2次潟上市総合計画（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書97ページをお願い致します。

議案第32号、第2次潟上市総合計画（案）について。

潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例第3条の規定により、別冊の第2次潟上市総合計画（案）について、議会の議決を求めるものでございます。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、現行の潟上市総合発展計画の計画期間が本年度をもって満了となるため、平成28年度を初年度とする第2次潟上市総合計画を定めるものでございます。

本市では、平成18年に策定した潟上市総合発展計画に基づき、合併後10年間のまちづくりを行ってまいりました。その計画期間が平成27年度で終了することから、現総合発展計画を検証し、昨今の景気低迷、あるいは少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応させながら、長期ビジョンで目指す市の将来像の実現に向け取り組みを明らかにするため、平成28年度を初年度とする次期総合計画の策定に取り組んでまいりました。本計画の策定に当たりましては、庁舎内での現総合発展計画の検証作業に始まり、市民アンケートや各種団体の代表者や公募による委員を交え、市民等からなる検討委員会での協議・検討、また、パブリックコメントの実施や議会全員協議会での議員の皆様へのご説明を経て、議案としたものでございます。

長期ビジョンでは、「市民と行政がともに築くまち」、「豊かな自然と調和した住みよいまち」、「市民がしあわせを実感できるまち」を基本理念に定め、これを踏まえ、市の将来像を「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上」とし、サブタイトルとして「文化の風薫る 笑顔あふれるまち」としております。

前期基本計画に掲げる各施策につきましては、現総合発展計画と大きな違いはありませんが、消費者対策の充実や定住・移住の推進など、新たな課題等へ対処するための施策も盛り込んでおります。また、わかりやすい内容や表現とするとともに、前期基本計画における重点テーマや具体的な成果指標、活動指標を設定するなど、進行管理や目標達成度の明確化を図り、わかりやすい計画づくり、あるいは市民参加、協働によるまちづくりの実現に向けた計画づくりに、特に意を用いながら策定作業を進めてまいりました。本計画の施策体系に基づく総合的な事業展開はもちろんでございますけれども、特に市民参画と協働、子育てと教育、住みよさと魅力の向上、この3つを最重要課題として取り組み、庁内横断的に連携した取り組みはもとより、議会、市民と三位一体となってまちづくりへの力を結集させてまいりたいと考えております。

今後、さらなる市民参画と協働を得ながら、前期基本計画に掲げる施策を確実に推進していくことによりまして、この潟上に住んでいることに市民が幸せを感じ、笑顔があふれるようなまちづくりへとつなげてまいりたいと考えております。

本計画案の詳細につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げたとおりであります。28年度からは、この計画の実現に向け鋭意努力してまいりますので、議員の皆様におかれましてはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第32号、第2次潟上市総合計画（案）については、原案のとおり可決されました。

【日程第30、議案第33号 潟上市地域福祉計画第2期（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第30、議案第33号、潟上市地域福祉計画第2期（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） それでは、議案書の98ページをお願い致します。

議案第33号、潟上市地域福祉計画第2期（案）について。

潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例第3条の規定により、別冊の潟上市地域福祉計画第2期（案）について、議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

この計画については、計画の策定に当たっての考え方や潟上市を取り巻く地域福祉の現状と課題、施策の展開など、5章から構成されております。

第1章については、地域福祉計画の考え方についてでありまして、計画の考え方としては、生活の拠点である地域に根差し、お互いを思いやり、助け合い、その人らしく自立した生活が送られるような仕組みをつくるための計画でありまして、市町村において地域住民を主体とした計画の策定が位置づけられております。地域福祉計画の策定に当

たつての視点と致しましては、住民の声を聞くプロセスを重視してアンケート調査や市民座談会を開催し、住民のニーズの把握に努め、この計画に反映しております。計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間となっております。計画の策定体制については、福祉諸計画策定委員会を組織し、住民各層の幅広い協力と参画を踏まえて策定致しました。

第3章では、計画の理念と6つの基本方針について設定しております。この計画の理念は、鴻上市総合計画に掲げる「健やかに暮らす 健康福祉都市」として、「みんなの力で支え合う福祉のまち」づくりを目指すものであります。また、基本理念の実現に向けた6つの基本方針として、「地域福祉が推進される環境の整備」、「健康づくり、生きがいづくりの推進」、「高齢期を支える総合的な支援の充実」、「障がい者を支える総合的な支援の充実」、「子育て支援の充実」、「バリアフリーと安全・安心のまちづくりの推進」としてあります。

第4章では、施策の展開として6つの基本方針のもと、15の施策を掲げ、これらの施策に基づいて35の個別事業を展開し、その推進を図ることとしてあります。

第5章では、計画の推進体制として、社会福祉協議会との連携強化や体制の整備、計画の進捗評価等により地域福祉のあり方について総合的に検証することとしてあります。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） この案件については、本会議で今日決められるというようなことですので、この前も事前協議ありまして私も見ておりましたが、ちょっと5ページですね、5ページに社会福祉法という抜粋があります。その中では、策定の根拠としては市町村の地域福祉計画ということで、市町村のいわゆる自治法第2条第4項に基づく基本構想に即すというふうなことがあります。これに基づいて内容は、理念から始まって各種事業の考え方が述べられておまして、それはそれとしていいんですが、その中で特に（1）から（3）までの、言ってみれば各分野の共通的基本事項を定めるというふうなことがこの計画の目的であるようでありまして、そこから特に、今部長の方から各分野にわたつての説明ありましたけれども、言ってみればこの3点に絞られた計画になると思うものであります。というのは、ここに書いてありますように地域における福祉サービスの適切な事業の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、3に地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する

る事項と、言ってみればこの社会福祉法では、いわゆる地域福祉計画はこういう内容でつくりなさいというようなことだと思っんです。したがって、そのような内容に沿って各分野にわたってつくられたと思っんですが、その場合、基本構想というのは自治法の定めによりまして、これはなくなりました。根拠が。ですから、この写しってというのは、これいつの時点の写しなのかなってというようなことが一つあります。いわゆるその根拠を定めるものですね。それから、あとは、いずれやってきたことについては実績述べられておりますし、これからの事業についてはほとんど文章で、言ってみれば総花的ではないけれども、部分的に文章表現としてやっておりますけれども、やはり後で行政評価というふうな一つの大きな仕事がありますので、やはり年次的に数値目標というものがあればいいのになという感じで見ました。そういうふうなことで、数値目標は定めなかった、あるいは定められなかったっていうことは、どういうふうなことでしょうか。実績はちゃんと数字で出ていますけども、将来の目標に向かったの各事項の数値でもって表現できるものであれば数値目標をやはり定めるべきでないのかなと、私はそんな気持ちですけども、その辺はどういうことですか。2点です。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 3番佐々木議員のご質問にお答え致します。

計画書の5ページにつきましては、社会福祉法の抜粋でございまして、このとおりの条文となっております。

それから、2つ目の計画に数値を盛り込んだ方がよいのではないかというふうなご質問でございましたが、ご承知のとおり地域福祉計画というのは、潟上市の福祉の最上位計画でございまして、その下には、計画の7ページをご覧になっていただきたいと思っます。潟上市老人福祉計画、潟上市介護保険事業計画、それから潟上市の障がい者計画第2期、それから潟上市4期の障害福祉計画、それから潟上市子ども・子育て支援事業計画、それから健康かたがみ21、この個別計画がありまして、その個別計画の中でそれぞれの事業の数値目標を掲げておりますので、その個別計画で評価されるというふうな内容でございまして、ご理解願いたいと思っます。

以上でございまして。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） そうすれば、この基本構想に即すということになりますと、潟上市では基本構想はないのではないのかなと。今の総合計画には基本構想でなくて、あれ

は総合計画と基本計画、実施計画になっていますので、構想はないと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（伊藤榮悦） 答弁できますか。鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 3番佐々木議員にお答え申し上げます。

ただいま、計画の中の基本構想の関係については、当然法律が、地方自治法が変わっております。第2条の第4項については基本構想という文言は出てきておりませんので、その改正したものを後で差し替えするようになりたいと思いますので、宜しくご理解願いたいと思います。いずれにしても法律は変わる前の法律というふうなことで掲載されております。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） いずれそういうような根拠規定がなくなっておりますので、これをこのまま載せていいのかなというような心配がありますので、申し上げました。

それから、例えば先ほど決まりました潟上市総合計画につきましても、これは自治法第2条第4項の規定ではなくして、いわゆる潟上市の行政の長期計画に関する条例に基づいて総合計画を定めているというふうに私は理解しておりますけれども、そういうふうな根拠ではないのかなと私は思いますので、ひとつ宜しく。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第33号、潟上市地域福祉計画第2期（案）については、原案のとおり可決されました。

【日程第31、議案第34号 平成27年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について から 日程第40、議案第43号 平成27年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第31、議案第34号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）についてから日程第40、議案第43号、平成27年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第34号から議案第43号まで、当局より一括して提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の99ページをお願い致します。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第34号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第7号）の1ページをお願い致します。

議案第34号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4,653万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億5,848万4,000円とするものでございます。

6ページをお願い致します。

第2表繰越明許費補正について申し上げます。

2款1項総務管理費は、今回新たに補正計上致します情報セキュリティ強化対策事業で、7,213万5,000円でございます。

3款1項社会福祉費は、同様に補正計上致します年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業で、1億2,599万4,000円でございます。

6款2項林業費は、高能率生産団地路網整備事業で327万5,000円でございます。

7款1項商工費は、道の駅EV充電設備整備事業で2,010万7,000円でございます。

8款3項河川砂防費は、急傾斜地崩壊対策事業で209万2,000円でございます。

次に、第3表債務負担行為補正について申し上げます。

債務負担行為の追加でございますが、追分自治会館指定管理料は、平成28年度から32年度までの期間で、限度額174万6,000円でございます。羽立神明自治会館指定管理料は、平成28年度から30年度までの期間で、限度額82万9,000円でございます。鞍掛沼公園3施設指定管理料は、平成28年度から32年度までの期間で、限度額4億300万円でございます。ブルーメッセあきた関連3施設指定管理料は、平成28年度から32年度までの期間

で、限度額8,800万円でございます。天王漁業集落運動広場指定管理料は、平成28年度から32年度までの期間で、限度額を495万円とするものでございます。

7ページにまいりまして、第4表地方債補正について申し上げます。

情報セキュリティ強化対策事業は、新たに限度額770万円を追加、農業基盤整備事業は970万円に減額、道路整備事業は1億2,150万円に減額するものでございます。

10ページをお願い致します。

歳入予算について主なものを申し上げます。

9款1項1目地方交付税は9,252万7,000円の追加で、普通交付税でございます。国の補正予算による調整額の復活分977万7,000円と、交付決定額と予算計上済み額の差額を補正計上するもので、今年度の普通交付税額は64億566万3,000円でございます。

13款2項2目民生費国庫補助金は1億1,325万3,000円の追加で、主なものは、4目社会福祉費補助金の年金生活者等支援臨時福祉給付費補助金1億2,599万円で、国の補正予算によるものでございます。

4目土木費国庫補助金は8,109万円の減額で、社会資本整備総合交付金の実績見込みによる減額でございます。

11ページをお願い致します。

16款1項1目寄附金は1,774万5,000円の追加で、ふるさと応援寄附金でございます。

12ページをお願い致します。

17款2項1目基金繰入金は4億3,439万5,000円の追加で、市役所庁舎建設基金繰入金でございます。基金の設置目的を達成したことに伴うもので、今定例会に基金を廃止する条例（案）を上程したものでございます。

18款1項1目繰越金は1億6,446万5,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

20款1項市債は3,820万円の減額で、主なものは、4目土木債の道路整備事業債4,420万円の減額でございます。

歳出予算について主なものを申し上げます。

13ページをお願い致します。

2款1項8目電子計算費は6,530万6,000円の追加で、主なものは、情報セキュリティ強化対策委託料5,075万1,000円でございます。国の補正予算によるもので、マイナンバー制度の施行に向けセキュリティを強化し、情報漏えいリスクの軽減を図るものでございます。

19目基金費は4億9,687万2,000円の追加で、主なものは、財政調整基金積立金2億7,752万9,000円と減債基金積立金2億1,000円でございます。

15ページをお願い致します。

3款1項2目障害者福祉費は1,982万6,000円の追加で、主なものは、介護給付費・訓練等給付費1,243万6,000円で、障害者サービス利用料の増加によるものでございます。

16ページをお願い致します。

10目臨時福祉給付費は1億1,770万7,000円の追加で、主なものは、年金生活者等支援臨時福祉給付金1億2,000万円でございます。国の補正予算によるもので、低所得の高齢者向けに1人当たり3万円を給付するものでございます。

18ページをお願い致します。

3項2目扶助費は4,262万5,000円の追加で、前年度生活保護費等国庫負担金返還金で、26年度分の精算によるものでございます。

20ページをお願い致します。

8款2項2目道路新設改良費は1億2,900万4,000円の減額で、主なものは、社会資本整備総合交付金事業の実績見込みによる減額でございます。

21ページをお願い致します。

12款1項1目元金は1億8,994万1,000円の追加で、市債9件分を繰上償還するものでございます。

続きまして、議案書の100ページをお願い致します。

議案第35号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第5号）の1ページをお願い致します。

議案第35号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,102万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,258万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、国民健康保険事業費の実績見込みによるものでございます。

次に、議案書の101ページをお願い致します。

議案第36号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第5号）の1ページをお願い致します。

議案第36号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,986万円とするものでございます。

補正の主な内容は後期高齢者医療広域連合負担金で、実績見込みによるものでございます。

次に、議案書の102ページをお願い致します。

議案第37号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第5号）の1ページをお願い致します。

議案第37号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,412万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,479万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容は介護給付費準備基金積立金で、介護保険事業費の26年度の精算によるものでございます。

次に、議案書の103ページをお願い致します。

議案第38号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第38号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億174万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、消費税額の確定に伴う消費税の減額でございます。

次に、議案書の104ページをお願い致します。

議案第39号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第5号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第5号）の1ページをお願い致します。

議案第39号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,267万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,704万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、下水道事業費の実績見込みによるものでございます。

次に、議案書の105ページをお願い致します。

議案第40号、平成27年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第40号、平成27年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ396万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、財産収入及び繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の106ページをお願い致します。

議案第41号、平成27年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年 3 月 1 日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第41号、平成27年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110万9,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の107ページをお願い致します。

議案第42号、平成27年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年 3 月 1 日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第42号、平成27年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164万4,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の108ページをお願い致します。

議案第43号、平成27年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年 3 月 1 日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第43号、平成27年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩致します。2時45分まで休憩致します。

午後 2時32分 休憩

.....

午後 2時45分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） ちょっとお伺いします。13ページです。2款の総務費、8の電子計算費の13の委託料なんですけど、これ委託料の中身は情報セキュリティ強化対策委託料ということなんですけど、この委託料の中身についてひとつご説明願います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員にお答え致します。

情報セキュリティ強化対策委託料とその内容につきましては、マイナンバー制度導入に伴いましてネットワークの分離、というのは、そういったマイナンバー絡みのものと通常のインターネットのものを分離するというもの、それから、メールの無害化、それからパスワード設定をより強固なものにするといった内容のものでございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 目的、内容についてはわかりましたけれども、そのことは、いわゆる技術料なのか、あるいはいろいろ機械を、セキュリティ対策やるために部品を入れて強固なものにするのか、技術料なのか材料費なのか備品なのか、その辺が非常にわからないわけでありましてけれども、いずれ委託料についての発注の中身については、金額いりませんけれども中身はこういうことだということでひとつ、今の説明でそれはいいですか。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員にお答え致します。

まずは、この委託料につきましては、強化対策を講じるというものでございまして、システムを改修するというものとはまたちょっと意味合いが違います。ネットワークの分離というところで3,773万円、それから先ほどのパスワードといったもので803万円、それからメールの無害化というもので、その残りがちょっと、188万8,000円のものとして1,980万円のものでございます。それから、さらに備品購入費ということで、ノートパ

ソコンということで予算を計上してございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に分割付託します。

次に、議案第35号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第36号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第37号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第38号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第39号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第5号）（案）

について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第40号、平成27年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第41号、平成27年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第42号、平成27年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第43号、平成27年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第41、議案第44号 平成28年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて から 日程第43、議案第46号 平成28年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて】

○議長（伊藤榮悦） 日程第41、議案第44号、平成28年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについてから日程第43、議案第46号、平成28年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについてまでを一括議題とします。

議案第44号から議案第46号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案第44号から46号までの平成28年度特別会計への

繰り入れについてご説明申し上げます。

はじめに、議案書の109ページをお願い致します。

議案第44号、平成28年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて。

平成28年度潟上市農業集落排水事業特別会計は、農業集落排水事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成28年度潟上市一般会計から9,186万6,000円以内を繰り入れるものでございます。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

続きまして、議案書の110ページをお願い致します。

議案第45号、平成28年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて。

平成28年度潟上市下水道事業特別会計は、下水道事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成28年度潟上市一般会計から6億84万7,000円以内を繰り入れるものでございます。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

次に、議案書の111ページをお願い致します。

議案第46号、平成28年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて。

平成28年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成28年度潟上市一般会計から501万3,000円以内を繰り入れるものでございます。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

以上でございます。

- 議長（伊藤榮悦） 議案第44号、平成28年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。
- 11番（戸田俊樹） 各事業について、特別会計に一般会計からこのような形で繰り入れをされるわけですが、この地方財政法の中の繰り入れをこの限度額を決めるわけですが、例えば農業集落排水会計は9,186万円、予算規模が大体1億、2億だかな、それから下水道の場合は11億か2億の予算に対して6億の繰り入れだということで、これ何を基準にして、例えば予算の歳入歳出の総計に対するパーセンテージなのか、起債で決められる、国の特別地方財政の中でのその市町村の事業内容に伴った許可された部分の何パーセントまでは一般会計から繰り入れてもいいと。ただし、将来負担比率の問題や実質公債費負担比率の問題で、規制されるものかどうか。その辺の基準について

若干お伺いをしたいと思いますので、宜しくお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木水道局長。

○水道局長（鈴木利美） 戸田議員にお答えします。

繰り入れの基準については総務省からの通達がありまして、特に基準はございません。今、うちの方で基準内繰り入れとか基準外繰り入れとかありますけれども、ほとんどが償還金の元金と利息の償還に充てております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第45号、平成28年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第46号、平成28年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第44、議案第47号 平成28年度潟上市一般会計予算（案）について から
日程第55、議案第58号 平成28年度潟上市水道事業会計予算（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第44、議案第47号、平成28年度潟上市一般会計予算（案）についてから日程第55、議案第58号、平成28年度潟上市水道事業会計予算（案）についてまでを一括議題とします。

議案第47号から議案第58号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、平成28年度潟上市予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第47号、平成28年度潟上市一般会計予算（案）について申し上げます。

2月19日の全員協議会においてお配りしました、別冊の平成28年度潟上市予算概要によりご説明させていただきます。

1 ページをお願い致します。

平成28年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに146億2,000万円で、前年度予算比5,600万円、0.4%増でございます。

はじめに、歳入について申し上げます。

市税は25億466万円で、前年度比2,586万6,000円、1%増でございます。

地方消費税交付金は5億4,200万円で、前年度比2億1,900万円、67.8%増でございます。

地方交付税は59億9,126万4,000円で、前年度比3億2,187万2,000円、5.1%減でございます。

国庫支出金は16億8,233万8,000円で、前年度比8,039万1,000円、4.6%減でございます。

県支出金は9億535万5,000円で、前年度比3,774万8,000円、4.4%増でございます。

繰入金は4億9,340万7,000円で、前年度比2億4,576万8,000円、99.2%増でございます。

繰越金は3億5,000万円で、前年度比6,000万円、14.6%減でございます。

市債は14億7,940万円で、前年度比980万円、0.7%の減でございます。

2 ページにまいりまして、これらの歳入のうち、自主財源は26.2%で38億3,264万3,000円、依存財源は73.8%で107億8,735万7,000円でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は1億8,297万9,000円で、前年度比2,798万1,000円、13.3%減でございます。

総務費は17億3,276万円で、前年度比2億5,746万6,000円、12.9%減でございます。

主な事業につきましては、男女共同参画10周年記念事業116万5,000円、羽後飯塚駅舎整備事業8,935万6,000円、電子入札システム導入事業421万2,000円、平成28年7月25日任期満了を迎えます参議院議員通常選挙の実施が1,938万5,000円、防犯対策事業（防犯カメラ設置）が190万2,000円でございます。

民生費は51億7,612万円で、前年度比1億8,396万9,000円、3.7%増でございます。主な事業につきましては、出産祝い金給付事業850万円、子どもの学習支援事業482万

3,000円、手話奉仕員養成研修事業が76万9,000円、重度障害者タクシー券給付費が444万7,000円、福祉医療給付費3億313万3,000円、臨時福祉給付費4,035万円、全国健康福祉祭事業41万2,000円、児童扶養手当給付費1億8,777万6,000円、二田新町児童館整備事業の実施設計238万8,000円、湖岸保育園のバス購入778万8,000円、児童手当給付費4億5,615万円、3ページをお願い致します。おいわけ児童クラブ整備事業362万8,000円、昭和こども園（仮称）整備事業の実施設計753万3,000円、生活保護給付費8億8,299万8,000円でございます。

衛生費は8億7,116万9,000円で、前年度比5,944万4,000円、6.4%減でございます。主な事業につきましては、救急医療等支援事業1,897万3,000円、予防事業7,000万9,000円、うち、おたふくかぜ予防接種事業が348万2,000円、うち、ロタウイルス予防接種事業が182万8,000円、母子保健事業4,158万3,000円、うち、フッ化物塗布事業が185万1,000円、同じく不妊・不育治療費助成事業が329万円、成人保健事業が8,704万4,000円、うち、医療用ウィッグ、かつらでございますが、その事業が30万円、空き家解体費補助金が120万円、飯田川保健福祉センター改修事業の実施設計が572万4,000円、PCB処理事業が2,695万7,000円でございます。

労働費は41万5,000円で、前年度比607万円、93.6%減でございます。

農林水産業費は5億1,540万4,000円で、前年度比1,234万4,000円、2.5%増でございます。主な事業につきましては、青年就農給付金事業1,500万円、多面的機能支払交付金事業1億3,071万5,000円、農地集積加速化基盤整備事業1,330万円、高能率生産団地路網整備事業500万円、水産物供給基盤機能保全事業6,202万6,000円でございます。

商工費は4億1,966万4,000円で、前年度比1億7,665万3,000円、72.7%増でございます。主な事業につきましては、天王ふれあい交流センター改修事業1億5,973万3,000円、4ページをお願い致します。地域活性化イベント事業、グリーンランドまつりが1,832万4,000円でございます。

土木費は14億5,587万5,000円で、前年度比6,009万4,000円、4%減でございます。主な事業につきましては、除雪関連経費1億2,181万2,000円、二田追分線改良事業1,454万2,000円、天王大久保線補修改修事業が1,200万円、大豊小学校線改良事業1億2,600万円、八丁目古開線改良事業6,100万円、馬踏大橋補修事業5,200万円、田屋地区道路浸水対策事業2,930万円、鞍掛沼公園木橋改修事業2,075万7,000円、住宅リフォーム補助事業3,900万円、新関団地改修事業が722万2,000円でございます。

消防費は11億1,655万9,000円で、前年度比7,888万5,000円、7.6%増でございます。主な事業につきましては、天王第一分団（二田）消防器具庫整備事業の実施設計が90万4,000円、江川地区防火水槽設置事業が1,560万6,000円、防災行政無線デジタル化事業2億1,864万3,000円、県総合防災訓練事業が230万7,000円でございます。

教育費は16億4,019万1,000円で、前年度比4,092万2,000円、2.6%増でございます。主な事業につきましては、高校生通学費助成事業3,000万円、飯田川小学校大規模改修事業3億9,999万円、天王南中学校大規模改修事業、これは実施設計でありまして1,510万円、中学校防犯対策事業（防犯カメラ設置）228万5,000円、上出戸体育館屋根改修事業1,285万3,000円、天王総合体育館屋根改修事業4,242万6,000円、5ページをお願い致します。長沼球技場衛生設備改修事業が459万4,000円でございます。

次に、災害復旧費は300万円で、前年度同額でございます。

公債費は14億9,086万4,000円で、前年度比2,571万8,000円、1.7%減でございます。

また、歳出における性質別の内訳では、義務的経費は70億4,453万5,000円でございます。このうち、人件費は29億4,229万円で、前年度比2,951万8,000円、1%減でございます。扶助費は26億1,138万1,000円で、前年度比6,181万7,000円、2.4%増でございます。公債費は14億9,086万4,000円でございます。普通建設事業費は16億5,602万5,000円で、前年度比1億3,552万8,000円、7.6%減でございます。物件費は18億1,179万1,000円で、前年度比9,074万3,000円、4.8%減でございます。維持補修費は2億5,339万5,000円で、前年度比660万3,000円、2.7%増でございます。補助費等は16億7,664万3,000円で、前年度比1億4,151万1,000円、9.2%増でございます。特別会計に対する繰出金は20億7,961万円で、前年度比1億2,757万6,000円、6.5%増でございます。

平成28年度一般会計当初予算の大綱は、以上でございます。

続きまして、議案第48号から議案第58号までの特別会計及び企業会計について申し上げます。

特別会計と水道事業の企業会計を合わせた総額は106億6,092万7,000円で、前年度比1,325万9,000円、0.1%増でございます。

特別会計及び企業会計で実施する主な事業につきましては、認知症総合支援事業657万5,000円、下水道事業企業会計移行事業739万5,000円、蒲沼地区下水道整備事業9,756万8,000円、細谷地区浄化槽整備事業1,188万9,000円、水道事業の新水源地整備事業の揚水試験委託が1,545万6,000円、ポンプ場整備事業の実施設計が3,888万7,000円ござ

います。

以上が平成28年度一般会計及び特別会計等の当初予算の大綱でございます。

以上でございます。

- 議長（伊藤榮悦） 議案第47号、平成28年度潟上市一般会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に分割付託します。

次に、議案第48号、平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第49号、平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第50号、平成28年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第51号、平成28年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第52号、平成28年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第53号、平成28年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第54号、平成28年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第55号、平成28年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第56号、平成28年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第57号、平成28年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第58号、平成28年度潟上市水道事業会計予算（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第56、議案第59号 市道路線の廃止、認定及び変更について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第56、議案第59号、市道路線の廃止、認定及び変更についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 議案書の124ページをお願い致します。

議案第59号についてご説明を申し上げます。

本案は、市道路線の廃止、認定及び変更についてでございます。

道路法第8条第1項及び第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止、認定及び変更するものでございます。

廃止する路線につきましては、次の1路線となっております。また、認定する路線につきましては、次の14路線です。

次のページをお願い致します。

変更する路線につきましては、次の11路線で、全部で26路線となっております。

126ページをお願い致します。

平成28年3月1日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、道路の新設、既認定路線の見直し及び宅地開発等により帰属された道路を管理するため、路線の廃止、認定及び変更する必要があるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

このたび廃止する路線は1路線で、延長が6,821.4メートルです。また、新たに認定する路線は14路線で、それに伴う延長が7,877.2メートルです。さらに、変更する11路線につきましては、平成27年度に実施した道路改良工事、側溝改良工事及び路線の見直し等により、実延長、道路部面積、幅員の変更を伴う路線でございまして、これに伴う延長は343.0メートルの減となっております。このことから、1級市道の延長は6万306メートル、2級市道につきましては4万1,071メートル、その他の市道が29万9,394メートルとなり、市道の全体延長は40万771メートルとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第57、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情 から 日程第61、陳情第5号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情書】

○議長（伊藤榮悦） 日程第57、陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情から日程第61、陳情第5号、未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情書までを一括議題とします。

陳情第1号から陳情第5号までは、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号から陳情第5号までは、陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、3月3日、木曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労様でした。

午後 3時22分 散会

